

## 令和3年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和3年9月17日  
招集場所 度会町議会議場  
開議 令和3年9月17日（午前9時00分）  
出席議員 1番 大西 徹            2番 大野 原徳            3番 中西 久博  
              4番 長谷川多一        5番 貞森 義和            6番 若宮 淳也  
              7番 西井 仁司            8番 舟瀬 勝              9番 濱岡 裕之  
              10番 牧 幸作            11番 中森 慰  
欠席議員 なし

### 地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	産業振興課長	作野 和幸
副 町 長	西岡 一義	建設水道課長	中川美知彦
総 務 課 長	中西 章	環境水道担当課長	森井 裕
みらい安心課長	山下 喜市	会計管理者兼出納室長	長谷川陽子
税務住民課長	迫本 晃	教育委員会教育長	中西 正典
保健こども課長	中井 宏明	教育委員会事務局長	中井 均
長寿福祉課長	岡谷 吉浩		

### 議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西田 健	書 記	阪口 昇吾
書 記	倉田 晃旗	書 記	中村 公洋

### 議事日程

- 日程第1 一般質問
1. 4番 長谷川多一 議員
  2. 5番 貞森 義和 議員
  3. 2番 大野 原徳 議員
  4. 1番 大西 徹 議員
  5. 6番 若宮 淳也 議員
- 日程第2 各常任委員長報告
- 日程第3 討論（議案第43号～議案第63号）
- 日程第4 採決（議案第43号～議案第63号、請願第2号～請願第5号、意見書）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第3号～発議第7号）
- 追加日程第2 提案理由の説明（発議第3号～発議第7号）

- 追加日程第3 質疑（発議第3号～発議第7号）
- 追加日程第4 討論（発議第3号～発議第7号）
- 追加日程第5 採決（発議第3号～発議第7号）
- 追加日程第6 議案の上程（議案第64号）
- 追加日程第7 提案理由の説明（議案第64号）
- 追加日程第8 採決（議案第64号）
- 日程第5 閉会中の継続審査の申出について

## 上程議案

- 議案第43号 令和3年度 度会町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第44号 令和3年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第45号 令和3年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 令和3年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 令和3年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 令和2年度 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 令和2年度 度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 令和2年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 令和2年度 度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 令和2年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 令和2年度 度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 令和2年度 度会町水道事業会計決算の認定について
- 議案第55号 行政手続きにおける押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第56号 度会町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度 度会町一般会計補正予算（第3号））
- 議案第58号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第59号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第60号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第61号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについて

- 議案第62号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第63号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第64号 教育長の選任につき同意を求めることについて
- 報告第3号 令和2年度 度会町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
- 請願第5号 防災対策の充実を求める請願書
- 意見書 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

## ◎開会の宣告

(9時00分)

### ○議長(濱岡 裕之) ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、令和3年第3回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいので御了承をお願いいたします。

## ◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

1番 長谷川多一議員。

### 《4番 長谷川多一 議員》

#### ○4番(長谷川多一) おはようございます。それでは、私が最初ということで、一般質問をさせていただきます。

今回は、小・中学校におけるタブレット端末の使用状況及びルールについてどうなっとるかをお聞きしたいということでお尋ねします。

当町においては、既に昨年度、全児童生徒に対して、タブレット端末が準備されていることは皆さん御承知のとおりだと思うんですが、また、先般お聞きしたところ、教師の方々も夏休みを利用して、その使用方法を随分習得されて、本当に今回のオンライン授業も可能な状態を整えていただいたということと聞いておまして、非常にうれしく思っておるわけですが。

こういう中で、反面、父兄の方々の間で、一部ですが、私の耳にも、生徒が家に持ち帰ったりしたときに、勉強以外でゲームなんかにも使うことも随分危惧されております。

それから、最近、新聞でも報道されましたけれども、東京町田の小学校6年生の子がタブレット端末によるいじめということで自殺もされたということで、国のほうもそれによるいじめだと認定したというようなことが報道されたことも皆さん御存じかと思うんですが。

そういう状況の中で、功罪いろいろあるわけですが、この町において、タブレット端末の使用ルールをどのように制定されているのか。また、そのルールが制定されている場合、そのチェックはどのようなチェック体制を取られているのか。

それから、蛇足ですけど、名古屋市が行ったということですが、そういう子どもたちの使用状況が操作ログを勝手に取得してチェックをしていたということで、一旦使用を中止したと、問題視されて使用を中止したという事実も先般報道されていたように思います。

そういうことですので、あわせてお聞きしたいのは、せっかくいいタブレットを使用する場合、使用するような体制を整えていただいたわけですが、その使用ルールとチェック体制について、教育長からお聞きできればということで質問させていただきました。よろしくお願ひいたします。

**○議長（濱岡 裕之）** 教育長。

**○教育委員会教育長（中西 正典）** おはようございます。長谷川議員さんの御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

度会町の小・中学校では、今も言っていたかのように、全学年において、ほぼ毎日のように電子黒板、タブレットを活用して、授業や調べ学習など教育活動全体で必須のツールとして現在利活用されてきております。この夏休みの期間、低学年の1、2年生を除く小学3年生から中学生全員を対象にiPadの自宅への持ち帰りを実施いたしました。自宅では様々なソフト教材を活用しながら自主学習に活用されていると聞いております。

さらに、9月からの2学期は、緊急事態宣言による緊急対応として、中学校でのオンライン学習並びに小学校4年生以上でのオンライン学習の試行を行っております。

今、長谷川議員さんからもおっしゃられましたように、先日も町田のチャットによるいじめ、そういった痛ましいこういう事案、事件も起こっております。御心配ももっともなことだと思いますが、では、度会町ではどういう対策を取っているかということをお答えしたいと思ひますが、このように夏季休業から自宅持ち帰りを実現するに当たっては、言うまでもないんですが、使用ルール等の事前周知は最重

要事項であるということを認識しておりますので、今年度に入ってから段階的に、また対象者別に説明をしてきたところでございます。

具体的に申しますと、まず、度会町立学校の学習用タブレット等の貸与に関する規定、その第10条に貸与物品の取扱い、同規定の第11条に、遵守事項において細心の注意をもって正しく使用することを明記いたしております。この規定に基づき、保護者には、学習用タブレット借用申請書の提出時に遵守事項の誓約をしていただいております。

次に、実際に使用する子どもたちには、iPadの使用ルールに基づき具体的な使用方法の徹底を行ってきたところでございます。

次に、チェック機能についてなんですが、実は、これは文部科学省の情報教育セキュリティポリシーガイドライン、令和3年5月に出されたものですが、それを遵守して、端末の安心・安全な活用を目的に、MDM（モバイルデバイスマネジメント）を度会小・中学校で導入しております。これは児童・生徒の保護のために、端末の一元的管理とセキュリティ設定を行いながら、安全性を一括で保護・管理をしております。

なお、操作ログへの無断アクセスによる個人情報保護に抵触する問題でございますけれども、これにつきましては、実は先ほども触れました貸与に係る規定並びに遵守事項に、「必要に応じて、教育委員会又は校長が貸与物品の利用履歴を確認することに同意すること」となっております。履歴確認が必要になった場合を想定した同意署名による貸与となっております。

町内の学校におけるタブレット端末の利活用につきましては、県内では先進的な市町の一つに位置づけられておりますけれども、まだまだ発展途上にあると認識しております。

今後も度会の学校では、先進的教育機器を積極的に取り入れることによって、教育環境が広がり、子どもたちが主体的で創造性に満ちた教育の町として、魅力あふれるまちづくりに努めていきたいと願っておりますので、町民の皆様方や議員の皆様方の御理解と、また御協力をお願いいたしまして、長谷川議員さんへの答弁とさせていただきます。

**○4番（長谷川多一）** いろんな誓約書等できちっとやっていただいておりますということで、大変心強く思っております。ただ、一つお願いなんですが、こういうルール等、誓約書等によって、そういうのを取り付けているということで、法的というか、そういう部分では問題ないと思うんですけど、やはりよく言われる子どもたちのほうがパソコンなんか得意で、裏操作が得意で、いろんなことをやりかねないというような、これはしょうがないことなんですが、あると思うんですね。私もでは考えられないようなプログラムを引っ張ってきてでも使うということ、結

構使えますので。

できれば、いろんな折に触れて、例えばPTAの総会だとか、PTAの役員会だとか、それから生徒会だとか、そういうときに、意識の教育っていいですか、その辺を随時やっていただいて、できるだけそういう、特にいじめ問題とか、ゲームをやっている部分ではしようないかなと、分からない部分はあるんですけど。いじめ問題なんかで発展してしまいますと大きな問題になりかねないので、その辺については、パソコンだけに限らず、そういう子どもたちの意識というものの醸成に、これを通じてやっていただければ幸いかなと思いますので、それをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、長谷川多一議員の質問を終わります。

続きまして、2番 貞森義和議員。

#### 《5番 貞森 義和 議員》

○5番（貞森 義和） 過日、質問通告をした貞森でございます。2点について町長にお聞きしたいと思っています。

質問の要旨でいきますと、番号も振ってあるんですけど、この番号にはこだわりません。最初、新型コロナの問題について質問いたします。

コロナで、私、日曜日とか木曜にうろっと役場へ用事があって来ると、毎週のように、対策をしていただいて、町長を初め役場職員の方々に本当に感謝しています。私らも6月に2回目も接種していただいて、これで安心というのではないんですけども、重症化することは避けてくれるということで、非常にありがたいことで、皆さんの努力に感謝いたします。

ただ、私、毎日川口を通ってうちへ帰るんですけども、道路の標識みたいなのが電光掲示板みたいなのが上にありまして、そこには道路のことやなしにも、毎日コロナの発生、三重県何名て出ておるんです。ですから、ワクチン、私らしてもらったもので、コロナが収束したわけではありませぬので、今から質問させていただきます何点かについて、役場の対策会議で今はこういうことをしとるんやぞという安心を与えてもらうような答えをいただきたいと思いますので、質問いたします。

最初は、ワクチンは打てない人があるわけですね。あるいは老人の人でも、俺は打ちたくないという人があるんで、役場の方に聞いたら、それでも高齢者の人は8割何ぼやったと。俺してほしいけど、役場へよう行かんのやという人は迎えに行つてまでしてくれたというので、これはもう感謝の一言に尽きると思います。ありがとうございました。

そんなんで、度会町は非常にいい率で実施してもらってありがたいんですが、小さい子にワクチンが打てない子とかそんなのがおりますので、PCRの検査はできないだろうかと。私はもうコロナイコールPCRでずっと初めから言うてきとるん

ですけども、PCRの機械を隣接市町で買ったところがありますていうて人に説明したら、その町名言うたってくれっていうことがありまして、隣の南伊勢町でございます。あそこはPCRの機械を3台買うたと。度会町は度会町で、また役場の人から頭のいい人おりますから、この機会にこれのほうがあええでというようなことで、やってもろたらええので、そのPCRの機械を買う気はないのかというのが一つです。

それは、私のほうに電話なんかいただくんですけれども、4億円も金来とるやないかと、それでいろんな教育の問題、そんなんに使うことはそれはいいんですけども、コロナでこれで安心してくれというのは一つもないやないかということで、1点は、PCRの検査機器を購入してもらえないかというのが一つの質問です。

それから、二つ目は、落合恵子さんという作家の方が言うてみえたんですけども、ちょっと熱があって、いろいろしてほしいと思うんですが、もううちにおいて養生してくださいと。この落合恵子さんという人は、自宅待機者と言わなくて、放置国家って言うんです。ほったらかしの放置ですね。できたら法律で治まる法治国家にしてほしいというので新聞に載せておいた記事を私見たんですけども。自宅ではほったらかされとるといふことのないように、町では30歳代の男の方で、体の丈夫な人やと言われとる人も亡くなつとるんですね。

ですから、ここへ来たら安全だぞというところを度会町もどこかの市町と一緒に造ってもいいと思うんですが。例えば一之瀬小学校空いとるよとか、あるいは南伊勢町、新しい病院造ったんで、前の病院、まだ使えますよ。私、町内の人に聞いたら、まだ使えますよという返事を頂きましたので、できたらそういうところを確保して、もしかかったとしても、こういうところで安心して養生できますよと、看護師さんも置いてますよと、そういうふうなことにしていただくとありがたいです。

そのほかに、自宅におるときに、安心できるように、オキシメーターとか血液中の酸素の量を計る、ああいうものとか、額へぽっと当てたら簡単に体温が分かるような機械を貸し与えるだけでもいいと思いますので、御老人の夫婦世帯とか、片親の方とか、あるいはひとり親家庭とか、あるいは独居老人なんかには準備はできないものなのかと。

それから、施設をもし仮に予約したりしたら、そこへ酸素はありますよとか、2週間外出できませんから、食料はそこへ届けますよと。東京などで、スーパーが配達しとるそうですけど、2週間分の食料を届けたり、テレビで見えますと、ああいうことをしたると、町内の人安心するのになと思うのが私のコロナ対策で、度会町は一体何やっとなんだという意味じゃなしに、度会町は今何を重点にやってもらっていますかと。予算書も何も見たことがない町民の方が、4億円ぐらいのコロナ対策から来とって、なるほどこれに使うたというのは、聞いとんのは区長に3,000万円

くれたことと、それから商品券の8,000万円ですか、そんなようなことしか頭にありませんもんで、こういうことで、皆さん、安心してくださいていうて、それこそ放送でもいいと思うんですね。町の放送なんかも、「こちらは度会でした」と言わんと、この頃、「度会でした」みたいな、私らになじみのあるアクセントで放送してくれるんで聞きやすいんです。そんなときに、コロナになったら、「こういう措置を取っていますから御安心ください」と。

誰がかかったか分からないので、度会町はもうコロナの人とはもう絶対接触しないとか、無関心だとか、知らんようにするとか、そういうことやなしに、誰がかかったかは大体分かってきますから、それさえ町長らが発表しなかったらええわけですね。町長は知っと思ってほしいんです。発表せずに、こういう方があって、こういう職業の方がこうなるとるんで、うちはこういう対策を取っていますという安心感の是非あるような答えを頂きたいなど。

順番にはこだわりませんので、コロナ対策で1点、以上、私の質問でございます。よろしくをお願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 皆さん、おはようございます。

それでは、貞森議員さんの質問にお答えいたします。

一つ目の、低年齢者に対するPCR検査機器の導入については、昨年9月と本年3月の定例町議会においても答弁いたしましたとおり、運用の観点から町が検査機器を導入することは考えておりません。しかしながら、保健所から濃厚接触者等に特定され、無症状などの理由で検査を保留されている状況が見受けられることから、自宅待機者の不安軽減はもとより、早期確認による感染拡大の防止を目的に、検査を保留されている方で希望者には、PCR検査キット等の無償配付を新たな支援策として加えることとしております。

二つ目の、感染者に対する医療体制の調整と確保については、改めて県へ確認をいたしましたところ、宿泊施設は県直営のみであり、病床確保、入院調整、検査体制及び医療の提供は、厚生労働省と連携をしながら、全て県が調整する役割となっております。しかし、行政を預かる者として、最悪の場合を想定して準備していくことは重要であります。当町で感染者が増え、医療が逼迫し、宿泊療養の利用もさらに困難な状況に陥る懸念もありますことから、県から施設使用の要請があった場合には、町の保健センターを提供したいと考えております。

最後の御質問でございます。独居老人世帯やひとり親世帯等への体温計の配布については、自助・共助・公助の観点からも、現在のところ、その考えはありません。しかしながら、オキシメーターとか酸素吸入の機器は発注していこうというふうに考えております。



最後に、今後におきましても、常に最悪の事態を想定し、国や県との役割分担と連携の下、町民の皆さんの生命と暮らしを守るため、全力で取り組む所存でございますので、議員の皆さんにも、御理解と御支援をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 貞森議員。

○5番（貞森 義和） 今、PCR検査を受けるということは、どのくらいしんどいかというのは、電話かかってくる人の話聞いとると、ここへ言うたら、まず、主治医に言うてくれとかいうて、主治医に言うたら、保健所へ言うてくれて、結局たらい回しさせられたんやと。もう腹立ってきたみたいなことになっておりますので、今のように保健センターなら保健センターでちゃんとこれこれしますからというのを大きい宣伝していただいて、本当皆さん安心すると思うんですね。そんだけ努力してくれとることを、こうしてますよと言うてくれたら、皆さん安心すると思いますので、どうか、皆さんに、町民の方に安心していただけるように、もし熱があつて保健所からこう言われたらこうしますというようなことを、幾つか箇条書して、2週間隔離されたら食料は届けますとか、そんなことをしていただくとありがたいと思うんです。

それじゃ、二つ目の質問に入らせていただきます。

二つ目の問題は、広域組合で現在建設予定をしておりますごみ処理場の新設の問題であります。

私はこの9月から、広域の環境組合の議員になりましたので、その会場でも質問したりしとるんですけども、50年に一度ぐらいの大きなこれプロジェクトやと思いますね。今、予測されている建設費の予定が500億円とか400億円とか言われています。この前、町長に聞いたときには、7%ぐらいを度会町は負担するんやぞということでした。そうすると、1%で5億円もすることになりますと、7%やったらすごい金になるわけですね。幾ら積み立てておったとしても、これは町の財源から払うわけですから、町民の金を払うわけですから、一銭でも安うしてほしいわけですね。

そういう意味で、この間、ちゃんと入札ができるような専門委員会でも置いてくれへんかっていう要請があつて請願があつたんですが、結果として不採択になりましたが、広域のほうではそういう専門委員もつくるような、そんな話もあります。ですから、公平な入札をせいよという、そういうことを徹底的にやってくれるとは思いますが、大きな金が動くときですので、なるべく度会町がそれせんでええように、負担を軽くするよという意味で言わせてもろとんですけど。

この広域の説明会のときに、ごみ処理施設を説明する、こういうのが今度予想されているんですよという説明会が、四つの市町が集まるとるのに、小俣で1回だけ

8月16日の夜7時からありました。それ、私、出たんですけども、出てきてない自治体もありました。

ですから、こういう大きなことをするのに、四つの町で説明会してくれへんかと、僕、質問したんです。伊勢の議場でやったときにね。そうしたら、考慮しますという話やったので。説明会出たら、説明会の後で、いや、あれはもう1か所に決まりましたと。誰決めたんと言うたら、もうちょっと上の組織で決めたんやと。まさか度会町の町長さん、度会町で説明会要らんで言うてないとは思いますが、結果としては、もうそうになってしまったんですね。

ですから、もう説明会は1か所で終わりました。7時から始めて8時まで1時間という予定でおったんですが、結局9時45分まで2時間45分かかりました。ですから、皆さん、疑問も質問もいっぱいありますので、攻撃する会議ではないんですから、疑問や質問いっぱい吐き出して、納得したら、7%は、1%、4億円でも20億払いますということで納得できるんですが、その説明会が、まあやったらええやないかみたいな程度の、そんな説明会では、私、いかんと思いますので、また上部の組織でそういうことは検討してもらえないかと。

何でかいいますと、今度、環境省の小泉さんという人が説明があつたんですけども、今、伊勢で建設予定のごみ処理施設場はプラスチックを燃やして発電をするというのが、その発電したら、国が補助金出すぞというのは今までのことでしたもんで、そのつもりで計画してきました。ところが、今年の6月にこの法律が決まって、プラスチックは燃やしちやいかんと、家庭で出るようなプラスチックはええんだと思いますけど、強化プラスチックというのは燃やして熱量を上げて発電しようというようなことはとんでもないことだと、小泉さん、そんな発言をしていました。ですから、新しい施設を造るときには、新しい制度で造らんと、従来の流れでやっていた案は一回ひっくり返してやらないかんのじゃないかと私は思うんですけど、そういう点で、また上部組織の町長さんらが、もう一回ちょっと練り直させたらどうやということを言うていただくとありがたいなと。

伊勢の環境のは度会町、後から加わったんで、遠慮せないかんということはあるんかも分かりませんが、別にちゃんと参加料も支払って、度会町でダイオキシンが出たので、そこへ入れてもらったんやと思います。ですから、内緒でこそっと入れてもろたわけやないので、意見は言うてもろてええと思うんですね。だから私らも初めて行った会議でも意見言わさせてもらいました。質問もさせてもらいました。そのぐらいのつもりで、ええごみ処理場を安い値段でやってもらいたいというのを、また練り直してほしいというのを上部で相談していただけないかというのが二つ目です。

それから三つ目には、私らも努力せないかんところがありまして、それはごみの

量を減らすと、大きな窯造らんでいいように、ごみの量を減らすということですね。そのためには、役場の方にも努力いただいて、ごみの量を減らしましょうと、畑のある人はなるべく生ごみはいけましようとかね、野菜のごみは乾燥してから出しましょうとか、そんな運動をよそでもやっとするんです。そういうこととして、そしてなるべく安くごみ処理施設場を造っているという自治体も、私ら、もう勉強させてもらいました。

それから、松阪が単独で、4市町と違いますから単独でやりましたが、松阪の施設、この間見せてもらいました。本当に山の中にあるんですけど、立派な施設で、白い煙は一切出さないと、それからその中で使った水は一切谷間へ流さないと、そういう条件で地域と話し合うてやっとするそうです。

ですから、私、ごみ処理施設のことは、うちの町長に質問していますが、本当は広域の代表に言いたいわけですけど、町内のことでもんで、町長さんにもう一歩努力していただけないかと、そういう意味で、説明会をちゃんと度会町でもやったり、それから一銭でも安くなるように専門委員を大学の先生なんかをはさけて、完全競争入札をさせるようにとか、それから、そのかわり自分らもちよっと努力しようじゃないとかいう、そういう提案をしていただきたいというので、質問というよりも意見に近いんですけど、そんなことで広域のごみ処理施設場の新設について、町長にちょっと質問させていただきます。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

二つ目の建設予定の新ごみ処理施設についての質問でございます。

ごみ処理施設基本計画（案）に係る住民説明会を構成市町ごとに開催してはどうかという御意見でございますが、伊勢広域環境組合において、追加開催をしないこととされました。これは、説明会開催後、説明会の当日資料と説明内容、議事録が組合ホームページに掲載されたこと、また意見募集のため、計画（案）を4市町の公共施設での縦覧及びホームページでの閲覧を可能としたことで、住民の皆さんに計画（案）の内容の確認と意見を述べる機会が十分設けられたと認識をしております。

次に、6月に成立をいたしましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえた計画とすべきではないかという質問については、製品プラスチックの分別実施によるごみ量の変動を加味することは当然必要であると思ひ、ごみ量全体から見た影響を考慮した上で、可燃ごみ処理施設に当たるエネルギー回収施設の施設規模を検討すべきであると考えております。

次に、建設経費の負担割合は、前回の町議会定例会において、平等割10%、人口

割が90%で、本町の負担割合は約7%であると説明をいたしました。構成4市町による平等割10%が、本町において負担感を大きくしていることは否めませんが、これは、平成13年に制定された伊勢広域環境組合規約に定められている負担割合でございます。

なお、建設後の運営経費については、ごみの量に応じた実績割100%であることを申し添えます。

ごみの減量化については、貞森議員のおっしゃるとおりでございます。本町では、生ごみの減量を目的として、生ごみ処理機または生ごみ処理容器を購入された方に補助金を交付し、ごみの減量化に取り組んでおります。ごみの減量、資源化への理解と協力を住民の皆さんに、広報わたりや町ホームページなどを通して、継続して、呼びかけてまいります。

以上、答弁といたします。

**○議長（濱岡 裕之）** 貞森議員。

**○5番（貞森 義和）** 私は法律が新しくなってプラスチックを燃やしちやいかんというそういう法律が新しくできたんやったら、ごみ施設の負担割りも、持ち込むごみの量によって決めてほしいなというぐらいのことは、町長として言うていただくとありがたいと。昔決めたルールでこう来とんのやというんやなしに、いろいろ世の中動いてきとんのだから、ごみの量でもうちょっと加減したらどうやというふうなことを、また会議のときに申し添えていただきたいと思います。

これ、度会町の町長に質問するというよりは、環境のことが主でしたもので、ちょっとこの議場で言わせてもらいましたが、今日の答弁で、私は結構です。そやけどもうちょっと上の組織で、町長さんたちが集まる会議で、おい、こういうこともしようじゃないかと、新しい法律できたんやから、こうなってきたんやで、ここもこう変えようじゃないかというぐらいのことを、また申し添えていただくとありがたいということで、私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

**○議長（濱岡 裕之）** 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、3番 大野原徳議員。

### 《2番 大野 原徳 議員》

**○2番（大野 原徳）** それでは、一般質問をさせていただきます。

昨今、コロナ禍ということで、暗い話題が多い中、9月の広報に、転入者18名、久々の人口増加を目にしました。移住者支援が功をなしているのではないかと思います。これも町職員さんの努力の成果だと思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。

このたび、第7次度会町総合計画概要版が町民の皆様に配付されました。その中で、40年後の2060年には、度会町の人口が3,800人と現在の約半分になるという推

計が出ています。当町では、今後も若者は大学、就職と地元を離れ、町民の高齢化がますます進むことになると思います。そうすると、その時代の町運営は恐らく相当厳しいものになると思われまますので、今のうちに次世代の若者のために真剣に人口減少の防止対策を講じていく必要があると思います。

取組の方策として、総合計画にも示されている方策に加え、町外への流出の歯止めと町内への転入増加を図るため、大学を卒業、あるいは県外で就職した若者の就職、転職、再就職を受け入れるシステムをつくり、早急に進め、既に取り組んでいる企業誘致の取組とともに、度会町や近隣市町の企業に対し、度会町出身の就職を受け入れていただくような協定を結び、役場内にUターン、Jターン、Iターン就職・転職窓口を設け、また、後継者がいない飲食店など商業、建設、工業の後継者を募集し、創業支援をつなげる窓口にしていただければと思いますが、町長、お願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大野議員さんの質問にお答えをいたします。

令和元年から2か年をかけまして、第7次度会町総合計画を策定したところですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、町の人口は2060年には3,808人となる推計が示されています。この状況を回避するため、町の第2期人口ビジョンでは、約5,000人の維持を目標として掲げ、総合計画でも持続可能な将来像と、五つの重点プロジェクトと併せて策定をしております。

御指摘の地元を離れた大学生などを受け入れる企業との連携については、度会町と企業ということだけではなく、この地域全体で進めていく事案でございます。既に松阪市が中心となって、度会町も参画する南部地域就労対策協議会で、県南部の企業情報を希望する高校生や大学生に提供する取組を進めております。度会町でももう少し住民に対して、その周知を進めていきたいとも考えております。

もとより働く場の多くない本町においては、近隣に就職先を求めながら、生活の拠点としての位置づけでまちづくりを進めていくこととしています。

また、事業承継につきましては、町商工会が実施しております、支援のワンストップ化と支援体制の強化を図るべく、本年4月に開設された県の事業承継・引継ぎ支援センターを利用した町内事業者の第三者承継のマッチングを初め、県商工会連合会が実施するスーパーバイザー派遣事業を利用した計画の策定や、講師に中小企業診断士を招聘したセミナーの開催などを通じて、事業者を支援してまいりたいと考えております。

最後に、創業支援につきましては、こちらも町商工会が実施しております年3回の創業支援セミナーを開催するほか、常時開設しております創業支援の相談窓口を通じて、事業者を支援してまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 大野議員。

○2番（大野 原徳） この第7次度会町総合計画の中に、ページ数、これ81ページなんですけれども、持続可能を確保するために、事業継承に関する支援を検討しますとありますが、検討ではなく早急に進めていただきたい。

現在、町内に飲食店、建設業、工業関係者の多くの方から、「私の代で廃業」という言葉を耳にします。その企業の今ある箱物ですね、設備、それと顧客、お客様をそのままやる気のある人につなげていく、そういったシステム窓口が必要だと考えますので、検討ではなく早急に進めていただきたい。

続きまして、財源確保の方策についてですが、度会町は将来人口減少に伴い、財源不足が予想されます。町内の大規模自然エネルギーの施設の設置によって、当分の間、ある程度の財源確保がつながるといえるものの、恒久的なものではありません。そこで、予算確保の一方策として、自衛隊の設備を誘致してはどうかと考えます。

昨今の異常気象は、年何甚大化しており、この夏も全国各地で土石流、河川の氾濫、多くの被害をもたらしています。度会町でも、ハザードマップで避難箇所が危険箇所である地域もあります。

このような状況の中、近い将来、南海トラフ等の地震や津波被害の発生が危惧されております。もしこのような状況になれば、陸上自衛隊明野駐屯基地も被害を受け、機能しない事態が想定されることから、立地的に適している度会町に災害有事、これ戦争有事ではなく災害有事のときの災害対策本部用地として、司令塔、備蓄倉庫、ヘリポート等の施設誘致を考えてみてはどうか。町長、お願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大野議員さんの質問にお答えをいたします。

度会町において、安定的な財源の確保は長年にわたり大きな課題であります。その中で、風力発電所などの再生可能エネルギー施設稼働により、幾分か財源を期待をしているところでございます。

御質問いただきました自衛隊施設の誘致については、非常に大きな取組で豊かな発想ではございますが、実現には相当な土地面積の確保が必要となり、その同意となりますと、なおのこと、一挙手一投足に進むものではないと思っております。様々な課題が予想される中で、仮に、防衛省から建設候補地として打診を頂けた場合には、行政と地域が一体となって連携し、可能性も含めて進めていくことができると思います。

貴重な御意見として頂戴し、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 大野議員。

○2番（大野 原徳） この施設誘致が現実すると、基地交付金、調整交付金として

自衛隊が使用する施設が所在する市町村へ財政等を考慮して、用途制限されない一般財源として財政俸給金が毎年度交付されます。10年先、また40年先を見据えたとい、少子高齢化、人口減少等の現状は避けることはできません。40年後の町の状況を私自身は見届けることができるかどうか分かりませんが、未来の度会町のために、何か残せることを、町民の皆様がこの町に住んで幸せと誇れる町に、度会町にしていくために、あらゆる面において真剣に考え、行動していかなければならないと思いますが、どうですか。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、御質問にお答えいたします。

町の財源についてでございます。

御提案いただきましたとおり、施設誘致が実現をしますと、一般財源として、国からの交付金が期待できます。企業誘致による増収を目指しておりますが、度会町の面積の約85%は山林であり、事業用地の確保や交通体系の優位性に劣ることもあり苦慮していることも事実であります。

しかしながら、10年先や40年先を見越し、長期的な視野に立ち、住民が豊かに暮らせるために、スーパーシティ構想への参画、ベッドタウンとしての移住・定住の促進、子育て環境の充実、ふるさと納税による寄附金の増額等を施策として進めております。

今後も財源の確保のために実現可能な事業を模索し、多方面から検討してまいりますので、御理解と御協力を頂きますようお願いをいたしまして、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 大野議員。

○2番（大野 原徳） 度会町として、この施設誘致が現実化することによって、用途制限のない財政補給金というのは、教育、福祉、インフラ等の全てにおいて支出ができる、子どもからお年寄りまで、その恩恵を受けることができます。是非今後の財政確保のため、検討を強く望みます。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、大野原徳議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。10時再開といたします。よろしく申し上げます。

（9時48分休憩）

（9時58分再開）

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、4番 大西 徹議員。

#### 《1番 大西 徹 議員》

○1番（大西 徹） 濱岡議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。

きます。1番議員、大西です。

コロナ禍において、厳しい制限がかかる中、3月15日からお試し運行を経て、4月1日にスタートしました度会町営バスに關しますことで1点お聞きします。

第7次度会町総合計画重点プロジェクト、強靱なわが町プロジェクトにもある新公共交通実証事業による交通弱者支援が始まり、利用される方の一部となり、特に高齢者の活力再生につながっています。

グッディ前には、新たにバス停が設置され利便性は向上しましたが、側溝の蓋はバス停付近のみとなっております。利用者の多くはグッディ、ウェルシア、コメリの施設で買物を目的としています。

そこで、利用者からグッディとウェルシアの間にある道路側溝に蓋をしてもらえないですかとの要望を受けました。既設側溝に比べて倍ほど深さがあり、移動の際に危険を感じるのとこのことでしたので、実際に測量してみますと、深い場所で90センチ程度ありました。また、蓋がないことによって、車道を歩くと、自動車との距離も近くなってしまい、運転者からも危険を感じるのとこのことで、利用者と同様の要望を受けました。

今後、公共交通の利用者はさらに増加するものと考えられます。一部のハード整備だけでなく、全体的な安全対策とスムーズな進捗を望みます。対策をお聞きしたいのですが、三重県が所有をし、管理者でもあることから、町からもしっかりと働きかけをしてもらいたいので、町としての考えをお聞かせください。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大西議員さんの質問にお答えをいたします。

度会町営バス利用者の方がグッディ、ウェルシア、コメリで買物できるようバスの停留所が設置をされました。バスを利用される方にとりましても、それぞれの店での買物が容易になったのではないかと思います。

議員がお受けになったグッディ、ウェルシア間の道路側溝へ蓋を設置するという要望については、管理者が三重県でございますので、三重県に蓋の設置について検討するよう働きかけます。

議員御指摘のグッディ付近の全体的な安全対策についてでございますが、店を利用する人の動線を把握するよう、これから努めてまいります。人の動線や県道の混雑状況などを踏まえ、道路施設の修繕や交通安全施設の設置など対策を講じることにより交通安全に効果があると判断した場合は、実施していただくよう、その都度三重県へ要望をいたします。

これからも、町民の方々が生活道路としても密着している県道については、三重県と連携しながら安全で利便性の高い道路づくりに努めてまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いたします。



以上、大西議員への答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 大西議員。

○1番（大西 徹） ありがとうございます。

コメリ側には、新たに開発された住宅地もあり、施設へは徒歩で来られる町民の方もみえます。公共交通の利用以外でも、地域住民、または近隣市町の利用者がたくさんおられ、この間を移動されます。

先ほど町長が申されました県に働きかけをし要望していくという御回答は、利用される方、通行される方によりよい希望となり、生活向上につながるかと思えます。今後、グッディ付近の側溝ふた未設置箇所、転落や接触事故、ひいては危険箇所等にならないためにも、様々な角度からさらに働きかけをし、全体的な安全対策を管理者である県と連携を取り合い、関連するインフラ整備に取り組んでいただきますようお願いしまして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、大西 徹議員の質問を終わります。

続きまして、5番 若宮 淳也議員。

#### 《6番 若宮 淳也 議員》

○6番（若宮 淳也） 6番議員の若宮でございます。通告書に従いまして、質問のほうさせていただきます。

三重広域連携スーパーシティ構想についてですけれども、現在、三重県下で緊急事態宣言が発令されている中、町政においても様々な課題が山積しております。この長引くコロナ禍の影響を受けて、様々な課題が出てきておりますが、いつ収束するか分からない新型コロナウイルスに対して、引き続き感染防止対策を継続、強化していかなければなりません。

そしてその課題の一つに、私はデジタル化、オンラインというものがあると考えております。行政サービスの非接触や非対面での提供、また、端末を活用したオンラインでの会議等、これは新型コロナウイルスの感染防止という視点のみならず、この度会町の今後の地域づくり、住みよいまちづくりといった視点からも必要になってくると考えます。

そのような状況の中、先般、度会町は多気町、明和町、大台町、大紀町、紀北町、計6町でつくる三重広域連携スーパーシティ推進協議会で、2事業が国のスマートシティ事業に採択されました。情報通信技術、ICTなどを活用し、新しいまちづくりを行っていくという、このスーパーシティ構想の動きは、国の大きな方針でもあり、全国的にも広がりつつあります。ここには、交通も含めた移動、キャッシュレスなどの支払い、そして行政システム、医療介護、教育、エネルギー、水などの様々な分野に情報通信技術を活用していこうというものであり、まさに度会町の重要課題に関わってくるものだと考えております。

そんな中で、三重広域連携スーパーシティ推進協議会で、スマートシティ事業に採択されたということは大切なことであり、度会町も主導して、その役割を果たしていかなければなりません。この推進協議会では、今後も国家戦略トップの三重広域連携スーパーシティ構想の提出を準備しているということなので、そのことにつきまして、町民の皆さん、そして議会にもその内容を明らかにし、今後度会町がどのようにスーパーシティ構想に関わっていくのかお伺いしたいと思います。

また、ヴィゾンでの実証実験や地域通貨の発行などと報道されておりますけれども、度会町内においてはどんな事業を展開していくおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、若宮議員さんの質問にお答えいたします。

「スーパーシティ」という言葉が先行し、横文字ばかりで分かりにくい感がありますが、新たな先端技術や情報技術を開発することがスーパーシティではなく、そういった技術を取り入れた地方創生、まちづくりの手段の一つだということを御理解いただければいいと思います。

スーパーシティの主な取組の中で、町民の皆様の生活の向上に、特に関係する2点を御説明いたします。

まずは、移動診察車両を利用したオンライン診療の実証実験でございます。免許返納後の高齢者の移動手段が問題視されている中、体温計、血圧計、血中酸素濃度計測器、血糖測定器などを搭載した車両で地域に出向き、同乗の看護師が約7万の医療ネットワークでつながる医師とともに、受診勧奨、保健指導等を実施いたします。受診が必要な場合は、地域の医療機関を紹介し、最終的には、必要に応じてオンライン診療を実施することを目指しております。

2点目は、デジタル地域通貨「ミエコイン」の創設でございます。決済における手数料負担を回避し、地域経済に価値を提供するデジタル通貨を運用いたします。クレジットカードやマイナンバーカードと連動し、顔認証決済にも対応するなど、使いやすく、地域内で循環しやすい決済サービスを目指しております。今後は、ヴィゾンを中心として、6町に展開されていく予定でございます。

特区の採択が延期されており、10月の再申請に向け6町で取り組んでいる最中ですが、今回採択がなかったとしても、住民サービスの利便性の向上のため、10年先を見据えまして、度会町1町では成し得ない地域創生を、6町の広域連携で進めていくこととしております。

自然と共存しながら、地域経済が活性化するまちづくりを進めていくために、町として参画しながら、いいところ取りをしていく考えでございます。今は必要がないと違うかと思うようなことでも、全て検討し、本当に度会町に合ういいところ取り

をしていく所存でございます。

議員の皆様におかれましても、大胆な規制改革を目指すよいアイデアがございましたら、この機会に、是非御提案いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 先ほど町長も言われましたとおり、コロナ禍も含め、時代の大きな転換点ということもあり、最近では横文字でスーパーシティとか、あとまたスマートシティ、そしてICT、GIGAスクールとか、前回質問させていただきましたSDGsとか、よくそういった新しい言葉を耳にします。これからそういった言葉の意味や、それが分かる時代の流れを理解し、町民の皆様にも知ってもらう必要があると考えます。

広報わたりや行政チャンネルを利用して、新しい言葉になじんでもらうためにも、まずは端末を活用して調べてもらうような、言わば実際にさわって検索をかけていくようなところからスタートしていってほしいと思います。

先ほど町長がおっしゃられましたように、オンライン診療、そしてミエコイン、この二つ以外に、まず町といたしましても、私自身思うのは、行政システムのデジタルを通じた集約化、そしてスマート化を目指していただきたいと思いますというふうに思います。

以上のような取組を強化して、進捗状況などもしっかりと町民に向けて発信し、明るい話題の一つとして認識してもらえるようお願い申し上げ、次の質問とさせていただきます。

続きまして、2番目の質問になりますが、教育環境の整備とオンライン授業の進捗状況についてを質問させていただきます。

先ほども述べさせていただきましたが、三重県では、緊急事態宣言が発令されており、夏休みが終わって新学期が始まる中で、子どもたちの学びに大きな影響が出てきております。こういった状況を受けまして、度会町、そして近隣の玉城町、伊勢市、鳥羽市、志摩市などでは、分散登校、そして時間短縮等を行っております。

このような中で、オンライン授業も進められておりますけれども、それぞれの自治体の対応や学校の方針で、学校間の教育環境に違いが生まれてきております。今現在は、タブレットを活用した宿題の課題程度やリモートのオンライン授業、その二つがどちらを利用されているか、差が出てきていると言われております。この違いにつきまして、度会町はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

また、これまで新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、児童・生徒にタブレットが配付され、高速大容量の通信ネットワークの整備が進められました。オンラインでのリモート授業、情報共有する基盤は整いつつあるはずですが、実際の

ところ、現状では肝腎のオンライン授業、リモート授業はどれぐらいの進捗状況になっているのかお伺いしたいと思います。

また、G I G Aスクール構想がどこまで、どのように進めようとお考えなのか、併せてお伺いします。

○議長（濱岡 裕之） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） それでは、若宮議員さんの御質問にお答えをさせていただきますと思います。

タブレット等 I C T教育機器を活用した現状については、先ほどの長谷川議員さんへの回答と重なる部分があると思いますが、御理解をお願いいたしたいと思いません。

さて、昨年度1月8日、3学期始業時にタブレット貸与式を行いまして、授業を中心とした活用につき、今年夏季休業中、低学年の1、2年生を除く小学3年生から中学生全員を対象に、i P a dの自宅への持ち帰りを実施いたしました。この経験が生かされ、緊急事態宣言による対応として、2学期当初から中学校でのオンライン授業を実現することができました。

他の市町の状況は様々でございますけれども、地域や学校の状況によって、対応に相違が出ていると考えております。度会町では、基本的な考え方として、緊急事態宣言下での学びの保障を図る上で、子どもたちの実態とそれぞれの発達段階、さらに I C T機器の活用実績等を考慮して、現状重視の対応策を考えております。

さて、オンライン授業の現状についてでございますけれども、中学校のオンラインは教科全て Z o o mでの授業を行っており、緊急事態宣言延長の現在も継続中でございます。小学校でも今回の延長を受けて、G o o g l e M e e tによるオンライン授業を段階的に実施すると聞いております。また、小・中学校とも午後の自宅学習や課題のやり取りなどでタブレット端末を大いに活用しております。さらに、I C T機器は、授業にとどまらず健康観察、学校通信、会議等、その効果的な活用方法を一層広げていくことも考えております。

子どもたちは、この半年間で、タブレット端末の利用スキルが予想を上回る上達と聞いております。ただ、小学生段階での身体的な影響を考慮いたしまして、自宅でのタブレット端末を利用した学習の長時間化を防ぐためにも、感染防止対策の徹底を続けながら、学校での学習を大切にした教育を考えております。I C T教育の目的は I C Tの機器を使うことでないと認識しております。I C T機器は、子どもたちの学習の理解を深める、極めて有効なツールの一つとして活用していくべきと考えております。

次に、今後のG I G Aスクール構想の推進についてでございますけれども、1人1台端末と I C T環境の整備で、子ども一人一人に適した主体的、対話的で深い学

びの実現を目指しており、ICT環境整備にとどまらず、変化の激しい社会を生き抜く力を子どもたちが養成できるよう、様々な新しい教育手法が展開されるツールと考えております。

今後の目指すべき方向性ですけれども、当初は1人1台の端末や通信環境の整備などハード面の導入が中心でありましたが、本町では、先駆けて電子黒板、最新実物投影机や通信ネット環境の整備などをおおむね整えていただきました。次はICTを活用して、どのような学びをいかに構築していくかという指導法や多様な活用方法などのソフト面にシフトしていく必要があると考えています。

図らずも、新型コロナウイルスによる新しい生活様式は、GIGAスクール構想の推進の必要性を高め、現在では多くの自治体が構想当初の目標水準に達しつつあります。デジタル世代の子どもたちが、勉強や遊びなど日常のあらゆる場面でICTに触れ、学ぶ楽しさや意義を覚え、これからの社会を生き抜く力を育んでくれることを願っております。

長谷川議員さんの答弁でも触れましたけれども、度会の学校では、先進的教育機器を積極的に取り入れることによって教育環境が広がり、子どもたちが主体的で創造性に満ちた教育の町として魅力あふれるまちづくりに努めていきたいと願っております。町民の皆様方や議員の皆様方の御理解、御協力をお願いいたしまして、若宮議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 教育長、おっしゃられていましたように、中学校のほうでもオンライン授業を実施しているということもあり、新型コロナウイルス、このコロナがなければと考えると、非常にいろんな形、どういう施策を打ち出しても難しい状況にはあるというふうには思いますけれども、新型コロナウイルスの影響を受けて、学校における通信環境の整備や、子どもたちへの端末の配付なども行ってきましたけれども、しかし一方で、自治体やそれぞれの学校でオンライン授業の実施できる状況かどうかについては、差が出てきていると言われております。また、先生を教える先生がいないといったことも、今後の課題として指摘されておりますし、オンライン授業を小学校の低学年でどのように実施していくのかということも考えていかなければなりません。学力調査の結果も10月頃には明らかになるとお聞きしましたがけれども、そういったことも含めまして、早急に進めていかなければならないと思います。

最も大切なことは、どんな状況にあっても、子どもたちの学びを止めないことだと考えます。未来ある度会町の子どもたちは、まさに度会町の宝であります。多くの課題に対し子どもたちの学びを止めないために取り組んでいかなければならないと思っております。

そこで、関連して教育長にお伺いしますが、コロナ禍の中で、児童・生徒が自宅でオンライン授業を実施したとしましても、出席日数にカウントされないというふうなことをお聞きしたんですが、実際のところどうなっているのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

また、出席日数にカウントされない、あるいは授業に遅れが生じれば、おのずと子どもたちの進学あるいは内申にも関わってきます。こういった課題を解消するために文科省や三重県への働きかけが必要になってくると思います。他の自治体とも協力していかなければならないと思います。今後、文科省や三重県などへの働きかけについては、どのようなお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） それでは、若宮議員さんの御質問にお答えをさせていただきますと思います。

御質問いただいた内容につきましては、本当に多くの方々が御心配をされていることではないかと、私も思います。実はこのことにつきましては、文部科学省は、授業日数には入れないとの見解を既に示しております。いわゆる出席停止扱いということ。欠席扱いにもならない。年間の授業日数に入れられない措置ということになるわけです。

しかし、非常時に臨時休業または出席停止等によりやむを得ず学校に登校できないときの今回のオンラインを活用した授業の場合、指導要録に、オンライン授業の記録を作成すると通知が来ております。いわゆる学習の実績記録を明記することです。オンライン授業で学習成果があれば、再度学校における対面指導で取り扱わないことができるとしています。つまり、オンライン授業日は、教室での授業がない日のため、出席、欠席対象日にはならないけれども、授業は認めて、休業解除後は、継続した授業が可能であるとしています。

国、県への他の自治体とも協力をしての働きかけについてでございますけれども、このことも含めて、コロナ禍での学校教育の影響を回避していくために、連携を図っていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 教育長のほうから説明いただきまして、コロナとか、今の現状のコロナ禍とか、あとまたいつ起こるか分からない災害に対しての部分で、リモート授業というのが出席日数に足りないではないかというふうなことがよく不安視されているところでよく聞きます。

この問題に関しましては、子どもたちの内申、学力はもとよりですけれども、内申、進学にも関わってくることで、非常に重要なことですので、今後もしつ

かりとした働きかけのほうを、是非とも行っていただきたいなというふうに思います。

そして町長、最後に一つお伺いしたいんですけれども、先ほど教育長の答弁のほうにもあるんですけれども、以前のようにコロナが最初に猛威を振るったときのように、今後、国・県単位で学校休業を余儀なくされる場合、親や家庭にどんな支援が必要なのか、今、現在、支援策は何か考えはあるのか、前もってのことになりますけれども、どういうお考えがあるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、若宮議員さんの質問にお答えをいたしたいと思います。

昨年度以降、学校休業の考え方、一斉休業にするのか、いろんなことで変化をしておりますが、休業とした場合、小学校高学年以上については、オンライン授業を中心としたタブレット端末をより一層活用することになるかと思っております。学びを止めないために、授業のコンテンツの充実など、教育委員会部局とともに準備をしていきたいと考えております。

また、小学校低学年には、感染防止対策の万全を期し、安心できる学童保育の場として、学習支援員を活用するなど、放課後児童クラブの充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） ごく最近では感染者数が減少しているように思うかもしれませんが、三重県は8月26日で過去最多の515人の感染者を記録しております。そして9月9日まで3桁を超える感染者が続いておりました。また、いつ、どこで爆発的な感染の波が訪れるか分かりません。また、その詳細を見ると、10代から50代の感染が圧倒的に多いとされております。

今やワクチン接種をした人でも感染するほど、どんどんウイルスが変異している状況です。これらを鑑みて、これから様々な想定をしながら、前もっての備えをしていく必要があると思います。

なかなか収束の見えないコロナではありますけれども、是非とも前もってのことを想定しながら、いろんな、子どもたちのために、そしてその御家庭のために、いろいろな施策を打ち出していただきたいと思いますようお願い申し上げ、質問のほうを終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、6番、若宮淳也議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

## ◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 中森慰議員。

○**予算決算常任委員長（中森 慰）** 予算決算常任委員会に付託されました、議案第43号 令和3年度度会町一般会計補正予算（第4号）、議案第48号 令和2年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度度会町一般会計補正予算（第3号））、以上議案3議案につきまして、関係課長、課長補佐、係長の出席を求めまして、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり満場一致にて、可決・承認・認定すべきものと決しました。

また、報告第3号 令和2年度度会町健全化判断比率及び資金不足比率については、関係課長、課長補佐、係長が出席の上、報告を受けました。

以上、これをもちまして、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○**議長（濱岡 裕之）** ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○**議長（濱岡 裕之）** 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 若宮淳也議員。

○**総務住民常任委員会委員長（若宮 淳也）** 報告します。

総務住民常任委員会に付託されました、議案12議案、意見書1件につき、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第44号 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第45号 令和3年度度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第47号 令和3年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上3議案につきましては、原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 令和2年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号 令和2年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 令和2年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4議案につきましては、原案どおり承認すべきものと決しました。

議案第55号 行政手続きにおける押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例



について、議案第56号 度会町税条例等の一部を改正する条例について、議案第58号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第59号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第60号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、以上5議案につきましては、原案どおり可決すべきものと決しました。

また、「意見書」コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてにつきましては、採択すべきものと決しました。

これをもちまして、総務住民常任委員会委員長報告を終わります。

**○議長（濱岡 裕之）** ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（濱岡 裕之）** 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 舟瀬勝議員。

**○産業教育常任委員長（舟瀬 勝）** 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第46号 令和3年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）、議案第52号 令和2年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 令和2年度度会町水道事業会計決算の認定について、以上、議案3議案について、教育長、関係局長、課長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決・認定すべきものと決しました。

また、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、請願第5号 防災対策の充実を求める請願書、以上、請願4件については、慎重審議の結果、いずれの請願も採択すべきものと決しましたので報告いたします。

これをもちまして、産業教育常任委員会委員長報告を終わります。

**○議長（濱岡 裕之）** ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（濱岡 裕之）** 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決で、決算関係につきましては、いずれも認定であり、また、請願関係に

つきましては、いずれも採択すべきものであります。また、意見書につきましては、採択すべきものであります。

これで、常任委員長報告を終わります。

### ◎討論（議案第43号～議案第63号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第43号から議案第63号までを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はございません。

よって、討論なしと認め、議案第43号から議案第63号までの討論を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

暫時、休憩をいたします。

（10時42分休憩）

（10時52分再開）

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1点訂正がございますが、先ほどの総務住民常任委員長 若宮淳也議員より報告のございましたところに、一部訂正がございましたので、改めて若宮委員長よりお願いしたいと思います。若宮淳也議員。

○総務住民常任委員会委員長（若宮 淳也） 先ほど総務住民常任委員会報告の場で、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第53号の4議案につきまして、「承認」と申しましたが、正しくは「認定」の間違いでございました。失礼いたしました。訂正させていただきます。

○議長（濱岡 裕之） それでは、ただいまの件につきまして、質疑、ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

### ◎採決（議案第43号～議案第63号、請願第2号～第5号及び意見書）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書の、議案第43号 令和3年度度会町一般会計補正予算（第4号）から議案第60号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

議案第43号 令和3年度度会町一般会計補正予算（第4号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第44号 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第45号 令和3年度度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第46号 令和3年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第47号 令和3年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第48号 令和2年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第49号 令和2年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第50号 令和2年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第50号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第51号 令和2年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第51号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第52号 令和2年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第52号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第53号 令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第53号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第54号 令和2年度度会町水道事業会計決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第54号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第55号 行政手続きにおける押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第56号 度会町税条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度度会町一般会計補正予算（第3号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第57号は原案どおり承認されました。

続きまして、議案第58号 田口辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第59号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第60号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

以上、議案第43号から議案第60号までの18議案は、全て原案どおり可決、また、決算関係については認定されました。

これより、議案第61号について採決をいたします。

議案第61号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについてですが、本議案は、人事案件であり、御本人が議場におられますので、議場からの退場をお願いいたします。

議案第61号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第61号 度会町監査委員の選任につき同意を求めることについては原案に同意することに決定をいたしました。

ただいま、同意されました山下幸生君に、議場への入場をしていただきます。

山下幸生君が入場されましたので、御挨拶を頂きます。山下幸生君。

○代表監査委員（山下 幸生） よろしくお願ひいたします。

○議長（濱岡 裕之） 議案第62号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第62号 度会町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決定をいたしました。

続きまして、議案第63号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第63号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案に同意することに決定をいたしました。

これより、請願受理番号第2号から第5号までの請願4件及び意見書1件について、討論を省略して、採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、採決いたします。

請願受理番号第2号から第5号までの請願4件に対する委員長報告は、それぞれ採択すべきものであります。

請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決定をいたしました。

続きまして、請願第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、請願第4号は採択することに決定をいたしました。

続きまして、請願第5号 防災対策の充実を求める請願に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、請願第5号は採択することに決定をいたしました。

以上、請願受理番号第2号から第5号までの請願4件については、全て採択することに決定をいたしました。

続きまして、「意見書」コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてに対する委員長報告は、採択すべきものであります。

意見書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、「意見書」コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については採択することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

(11時10分休憩)

(11時12分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎議員提出議案の上程（発議第3号～発議第7号）

追加日程第1 お諮りいたします。

本日議員提出されました発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、発議第5号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について、発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、以上、発議第3号から発議第7号までを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号から発議第7号までを日程に追加し、追加日程として、議題とすることに決定をいたしました。

### ◎提出理由の説明（発議第3号～発議第7号）

追加日程第2、それでは、発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、発議第5号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、発議第6号 防災

対策の充実を求める意見書の提出についてに対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

8番 舟瀬勝議員。

**○8番（舟瀬 勝）** 発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年9月17日

度会町議会議長 濱岡 裕之 様  
提出者 度会町議会議員 舟瀬 勝  
賛成者 度会町議会議員 貞森 義和  
同じく 大西 徹  
同じく 中西 久博  
同じく 西井 仁司

提出理由、子どもたちの姿を出発点とした、主体的で協働的な豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が最も重要な環境整備の一つだと考えます。

2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに引き下げられ、小学校35人学級が実現しましたが、本年度は、加配定数を振り替える形で行われており、教職員数の実質増とはなっていません。また、中学校については、現時点において学級編制の標準の引下げはありません。子供たちが安心安全に学べるようにするためにも、さらなる学級編制の標準の引下げと基礎定数の加配定数を共に改善する新たな教職員定数改善計画の策定等実施が強く望まれます。

教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして子どもたち一人一人の豊かな学びを保障することになると考えます。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定、実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい、これがこの意見書の提出理由であります。

発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年9月17日

度会町議会議長 濱岡 裕之 様



提出者 度会町議会議員 舟瀬 勝  
賛成者 度会町議会議員 貞森 義和  
同じく 大西 徹  
同じく 中西 久博  
同じく 西井 仁司

提出理由、厚生労働省の国民生活基準調査2019年によると、子どもの貧困率は13.5%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。

第二期三重県子どもの貧困対策計画の基本理念にもあるように、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況を目指さなければなりません。貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が極めて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

また、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度、施策のより一層の充実が求められています。

以上のような理由から、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するために、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい、これがこの意見書の提出理由であります。

発議第5号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年9月17日

度会町議会議員長 濱岡 裕之 様  
提出者 度会町議会議員 舟瀬 勝  
賛成者 度会町議会議員 貞森 義和  
同じく 大西 徹  
同じく 中西 久博  
同じく 西井 仁司

提出理由、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である無償制、教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等、諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン教育を進めるための環境整備が行われましたが、端末配備や通信インフラ整備等の進捗状況には、都道府県間格差、市町村格差があり、子どもたちの学びの機会は均等であるとは言えません。

未来を担う子どもたちの豊かな学びを保障することは社会の基盤づくりにとって、極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、制度のさらなる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい、これが意見書を提出する理由であります。

発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年9月17日

	度会町議会議長	濱岡	裕之	様
提出者	度会町議会議員	舟瀬	勝	
賛成者	度会町議会議員	貞森	義和	
同じく		大西	徹	
同じく		中西	久博	
同じく		西井	仁司	

提出理由、学校は、巨大地震等の災害時には、子どもたち及び地域住民の安心・安全を確保するための避難所となる等、重要な役割を担っています。また、昨年度以来、新型コロナウイルス感染症拡大地域においては、避難所として開放されています。

2020年9月、内閣府等から新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第2版）が示されましたが、それぞれの自治体において、施設やスペース、資材、人材が十分に確保できるか危惧するところです。

災害や感染症はいつ発生するか分かりません。プライバシー等に関する課題は山積しております。政府の責任において、安心して被害者が避難できるよう備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えの下、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい、これがこの意見書を提出する理由です。

以上で、発議を終わります。

○議長（濱岡 裕之） 続きまして、発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてに対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

6番 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年9月17日

度会町議会議長 濱岡 裕之 様

提出者 度会町議会議員 若宮 淳也

賛成者 度会町議会議員 長谷川多一

同じく 大野 原徳

同じく 牧 幸作

同じく 中森 慰

提出理由、新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠であるため、国においては、確実に実現されるよう、強く要望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい、これがこの意見書を提出する理由である。

以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎質疑（発議第3号～発議第7号）

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました発議第3号から発議第7号まで、以上、発議5件に対する質疑を行います。

質疑、ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

発議第3号、発議第4号、発議第5号、発議第6号、発議第7号に対する質疑を打ち切ります。

これで、発議に対する質疑を終わります。

◎討論（発議第3号～発議第7号）

追加日程第4 これより、討論を行います。

発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 討論なしと認めます。

発議第3号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 討論なしと認めます。

発議第4号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第5号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 討論なしと認めます。

発議第5号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 討論なしと認めます。

発議第5号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 討論なしと認めます。

発議第7号に対する討論を打ち切ります。

これで討論を終わります。

#### ◎採決（発議第3号～発議第7号）

追加日程第5 これより発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてから発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを採決いたします。

発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、発議第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてについては、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、発議第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてについては、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第5号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、発議第5号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出につ

いてについては、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてについては、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてについては、原案どおり可決されました。

以上、発議第3号から発議第7号までの発議5件については、全て原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(11時35分休憩)

(11時38分再開)

○議長(濱岡 裕之) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第6 追加日程をお諮りいたします。

ただいま中村町長から議案第64号が提出されました。

議案第64号 教育長の選任につき同意を求めることについてを追加日程といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、議案第64号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定をいたしました。

### ◎追加議案の上程(議案第64号)

追加日程第7 議案第64号 教育長の選任につき同意を求めることについてそれでは、提案者中村町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長(中村 忠彦) それでは、説明いたします。

議案第64号 教育長の選任につき同意を求めることについて

次の者を教育長に選任したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

令和3年9月17日提出

度会町長 中村忠彦

記

住所、度会郡度会町上久具554番地

氏名、中村武弘

生年月日、昭和33年3月18日生まれ

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

### ◎追加議案の採決（議案第64号）

日程第8 お諮りいたします。

議案第64号 教育長の選任につき同意を求めることについては人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、採決をいたします。

議案第64号 教育長の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第64号 教育長の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決定をいたしました。

### ◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたし

ました。

**◎閉会の宣告**

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和3年第3回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時42分)



地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員